静岡市
情報化
推進計画

2019-2020

静岡市総務局ICT推進課
平成31年３月

はじめに

近年、我が国の電子行政推進にかかる各構想等が矢継ぎ早に策定・公表されており、デジタル技術の活用による新しい社会構造の変革に向けた行政改革の様相を呈しています。（平成29年３月 デジタル・ガバメント推進方針、平成30年５月 未来投資戦略2018、平成30年10年 自治体戦略2040構想第１次、２次報告 ほか）

平成６年「行政情報化推進基本計画」が策定されて以来、様々な行政情報化戦略等が立案されたものの、なかなか普及・定着がされていませんでした。しかし、平成25年の政府CIO（内閣情報通信政策監）の設置が転機となり、それまで各省庁が個別に推進してきたIT施策に横串で整理・評価が加えられ、これにより政府内のITガバナンスの強化や基盤環境整備が急速に進展してきました。

この潮流の背景には、国・地方公共団体ともに厳しい行財政状況であること、加えて2008年をピークに人口減少に転じ、特に経済活動を支える生産年齢人口が減少の一途を辿っていることなどが挙げられます。また、行政を取り巻く環境は急速な変化を遂げており、従来と同様のやり方では、今後の変化に対応した行政サービスの提供が不可能になると見られています。

また一方で、私たちの市民生活においても、スマートフォンの爆発的な普及により、手の上で電子商取引が完了し、電子マネーやQRで決済を行い、かつ情報を享受するだけにとどまらず、ソーシャルメディア等を利用して自らも様々な情報を発信することが可能になっています。これは「人と社会」、「人と人」とのつながり方、結びつきのあり方に対する大きな転換期を迎えているともいえます。

国においては、このような社会情勢の変化を「人口縮減時代のパラダイムシフト」として捉え、AI[1]など最先端デジタル技術をツールとし、変化に対応した社会構造へと変革していくことが課題であるとしています。平成30年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018（いわゆる骨太の方針）」や「未来投資戦略2018」などにおいて、これまでの社会的慣習に対する改革（イノベーション）を進め、行政のあらゆるサービスのデジタルでの完結を重点分野に挙げています。

これに呼応するように、社会的改革を支える情報化技術も飛躍的に向上しており、特に最近は次世代移動通信規格（以下、５G）の登場（2020～）やAI機能を搭載したスマートフォ

[1] AI：人工知能（Artificial Intelligence）の略で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのことで、画像解析や自然言語処理、予兆等の様々な処理が行える。

ンやスマートスピーカーの発売・普及に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、2025年大阪万博の開催を控え、更に様々な分野での高度デジタル技術を活用した製品やサービスが開発されており、今後展開されていく予定です。

今回の計画策定にあたっては、これまでの計画策定手法を見直し、この流動的な状況を踏まえた上で、国等が示す「あるべき未来像」を仮定目標として、この目標達成のため、いつまでに、何を実施すべきか整理するバックキャスト手法にて進めることとします。

デバイスの普及率

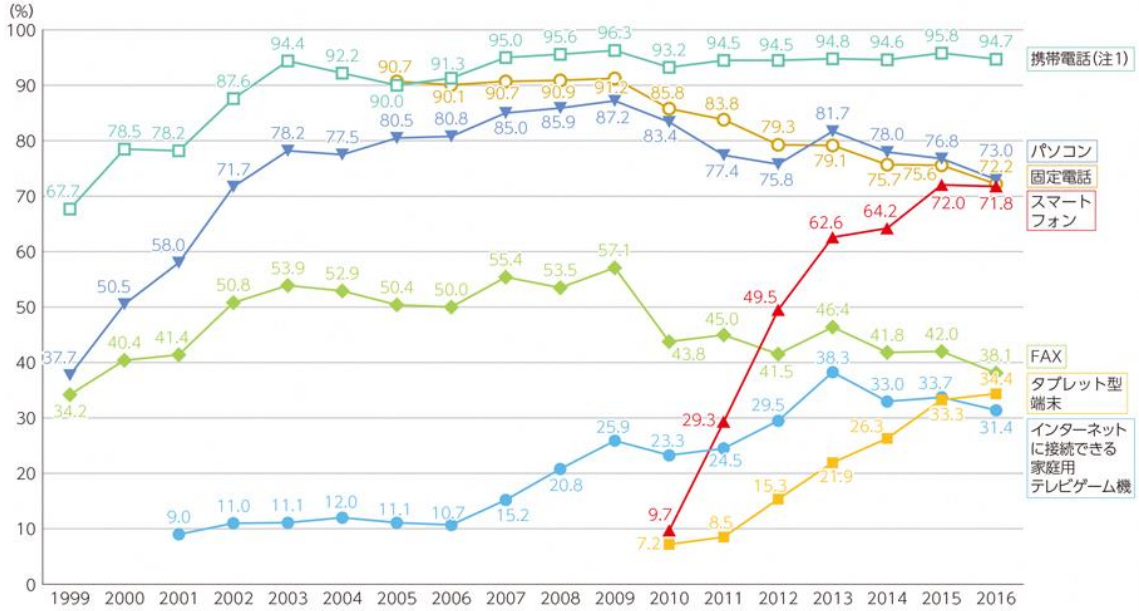

(注1) 携帯電話にはPHSを含み、2009年から2012年まではPDAも含めて調査し、2010年以降はスマートフォンを内数として含めている。

出典：総務省「平成28年度通信利用動向調査」

目次

第１章　背景・目標 1
１　ICT を取り巻く社会環境 1
２　本市情報化推進に向けた取組 3
３　これまでの情報化推進に係る課題 3
４　ICT を活用して目指すべき社会 4
５　本計画の目標 7
第２章　基本方針 8
１　最新 ICT の効果的な活用 8
２　データの利活用・流通の促進 8
３　情報技術等が扱える人材育成の推進 8
第３章　基本施策 9
１　最新 ICT の効果的な活用 9
（１）テレワーク・ロードマップに基づく施策 9
（２）情報システムの最適化の推進 10
（３）デジタル手続の推進 13
（４）マイナンバーカードの普及・活用 13
２　データの利活用・流通の促進 14
（１）オープンデータの推進、公開データ利活用促進 14
（２）データ形式等の標準化 15
（３）パーソナルデータの適正な利活用及び環境整備 15
（４）民間等が保有するデータやビッグデータの利活用 16
（５）民産学官連携の促進 16
３　情報技術等を扱える研修・ワークショップの充実 17
（１）ICT リテラシーの底上げ 17
（２）情報利活用人材育成の推進 17
（３）新たな情報セキュリティへの対応 18

第４章　セキュリティ及び個人情報保護の適切な確保 19
第５章　本計画について 19
１　本計画の推進体制 19
２　本計画の期間 20
３　本計画の位置付け 21

第１章　背景・目標

１　ICT を取り巻く社会環境

歯止めの利かない人口減少、深刻化する超高齢社会により、持続的な経済成長を実現することが困難な現状に加え、厳しい財政事情、インフラ・公共施設の老朽化など、本市を取り巻く環境や直面する課題は一層切迫したものとなっています。

一方、新たなICT技術の活用を前提とした行政改革の推進について、いかにして効果的な行政運営を行っていくのか、自治体の手法を問われるものでもあるといえます。

（１）本市の人口減少・高齢社会の加速

本市の人口は、国や県よりも20年早い1990年をピークに人口減少に転じるとともに、人口構造においても平均寿命が延びて高齢者人口が増加し、2012年には団塊の世代が65歳を迎えたことで労働人口の低下が進んでいます。加えて、出生率の低下や、若年女性の流出など年少人口の減少が続いており、本市における喫緊の課題となっています。

（２）技術革新に伴う産業構造の変化と働き方の多様化

第４次産業革命ともいわれるAI、IoT[2]などのICT技術の進展による産業構造の変化は、新たなサービスや経済活動を創出し、個人の生活が便利になるとともに、テレワークや在宅勤務といった就業形態の変化に寄与しています。また、新たな労働需要の喚起や労働生産性の向上が期待されています。

（３）データ大流通時代の到来

これまでは、組織内のデータを活用して分析を行うのが主でしたが、今後、組織外のデータを活用し、組織内のデータと掛け合わせることにより、新たな知見を得る取り組みが増えていくと考えられます。

組織外のデータの中で注目されるのがビッグデータ[3]で、Web上の配信サイトにある音声、動画（マルチメディアデータ）、SNSに書き込まれたコメント、プロフィール（ソーシャルメディアデータ）、GPSを使った位置情報等（センサーデータ）、POSデータといった購買情報（オペレーションデータ）等といった様々なデータを解析する

---

[2] IoT：モノのインターネット（Internet of Things）の略で、これまではインターネットに接続されていなかったモノが接続されるツール若しくはシステムのこと。

[3] ビッグデータ：一般的なデータ管理・処理ソフトウェアでは扱うことが困難であるほど巨大で複雑なデータの集合体のこと。定義として、「データ量（Volume）」、「データ速度（Velocity）」、「データの多様性（Variety）」の「３つのV」で表される。

ことで異変の検知や近未来の予測等を通じ、経営の効率化や新たなサービス展開に役立っています。また、本市でも公開しているオープンデータの活用は行政の透明性・信頼性が向上するだけでなく、民間のデータやサービスとつなげることでサービスの価値を高め、新たな事業機会を創出することが可能となります。パーソナルデータ[4]の適正な利活用の促進に向けて、個人情報の匿名加工を行うなど安全な形で活用する方法が検討されています。

（４）官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号以下、基本法。）

基本法では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報を活用することにより、少子高齢化への対応等直面する課題の解決に向けた整備を行い、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としています。

この法律の第９条第３項には、国の「官民データ活用推進基本計画」及び静岡県の「静岡県官民データ活用推進計画」に即し、「市町村官民データ活用推進計画」を定めるよう努めるものと規定されています。

本市の官民データ活用推進計画については、「静岡市情報化推進計画（2019-2020）」（以下、本計画）に反映させるものとします。

具体的な施策の内容は次のとおりです。

①手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）
②官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）
③個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）
④利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）
⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（デジタル化、システム改革、BPR[5]）

[4] パーソナルデータ：明確な定義はないが、個人情報保護法に規定される「生存個人の識別情報」よりも広く、位置情報、購買履歴などの個人識別性のない情報も含まれた「個人に関する情報」を指すとされている。（総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」（平成 25 年 6 月 12 日））

[5]BPR：Business Process Re-engineering の略称で、業務プロセス改革を意味し、「組織」、「人」及び「システム」の３つの視点から総合的にアプローチをしてシステムの構築をすること。

２　本市情報化推進に向けた取組

本市はこれまで、平成17年の政令指定都市への移行に伴う多様な行政課題に対応するべく、平成20年３月「静岡市情報化推進計画」を策定し対応してきました。

平成23年３月に策定した「静岡市情報化推進計画（2011-2014）」では、地上波デジタル放送への円滑な移行や公衆無線LAN事業等に取組み、革新的技術への対応を行いました。

平成27年３月に策定した「静岡市情報化推進計画（2015-2018）」では、「電子自治体の推進」を目標に電子申請の推進やシステムの最適化、庁内電子決裁の導入等を進めてまいりました。また、ICTを取り巻く環境への対応として、オープンデータの推進や行政経営及び行政ニーズの変化に繋がるマイナンバー制度への対応について取組みました。さらに、本市職員の働き方改革に対応するべく、平成29年12月に「静岡市職員テレワーク・ロードマップ」を策定し、働き方改革を推進する中で必要となる情報通信技術の活用について検討をしていきます。

３　これまでの情報化推進に係る課題

（１）デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の必要性

これまで、電子行政サービスの充実を図るため、「電子申請の推進」等を行い、様々な申請のオンライン化を進めてきましたが、一部の申請オンライン化だけでは、行政サービスの向上にはつながりません。今後は、窓口のワンストップ化やあらゆる行政手続きを「紙」から「電子」に移行するため、積極的にICT技術を利用した電子自治体の推進を図る必要があります。また、これらを実現することにより行政運営の改善や職員の働き方改革を進め、より一層効率的かつ高度な行政サービスの提供を推進する必要があります。

（２）情報システムのクラウド化の推進

近年、情報システムにかかるコストの抑制や業務継続性の確保、情報セキュリティの向上等を目的として、国において自治体の基幹情報システムのクラウド化（自治体クラウド）が推奨されていますが、本市をはじめとする政令指定都市などの大規模自治体では、対応したソフトウェア等がなく、導入する場合は大規模なカスタマイズが必要になるなど、費用面や利便性の観点から多くの課題があります。

そこで、仮想化技術や耐災害性の高い民間データセンターなどを活用した「庁内プライベートクラウド」への集約を進め、情報システムにかかるコストの抑制や、災害時を含む業務継続性の確保、情報セキュリティの向上等を図るとともに、引き続き自治体クラウドにかかる市場の動向や、全国的な業務標準化の動向を注視する必要があります。

（３）データ利活用へのシフトアップ

基本法の施行により、データ利活用に向けた期待は高まりを見せており、個人情報保護法も改正されるなど、利用への環境は整備されつつあります。本市のオープンデータについては、公開を原則とする理念のもと推進してきましたが、現公開データには機械判読性が低いものが多く、更なる市民や民間の利活用を推進するため、今後は利用者の利便性向上を図っていきます。

（４）新たな脅威への対応

本市はこれまで、ICTの高度利用による情報化を推進する上で、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持しつつ、また不正アクセス・情報漏えい・改ざん等の脅威に対応したシステムを構築するため、平成16年に情報セキュリティ対策を総合的、体系的かつ具体的に規定した情報セキュリティポリシーを策定し、情報の処理技術や通信技術等の進展に伴う急速な状況変化に対し、柔軟な対応をしてきました。

さらに、平成29年にはCSIRT[6]を設立し、柔軟かつ迅速な対応が行える体制を構築しています。

今後、IoTやAI等といった新たな技術による、様々な情報セキュリティリスクについて対応していく必要があります。

４　ICTを活用して目指すべき社会

減少し続ける我が国の人口は、2040年頃には総人口が毎年100万人近く減少し、自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与えると危惧されています。これから本格的な人口減少と高齢化を迎えるなか、住民の暮らしと地域経済を守るため、自治体は行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形でサービスを提供していく必要があります。

このことから国では、今から20年後の2040年頃の自治体が抱える行政課題を想定し整理した上で、今後の自治体行政の在り方を展望し、早急に取り組むべき対応策について、子育て・教育、医療・介護、インフラ、防災、産業・テクノロジー（ICT等）などの個別分野に渡った検討[7]が行われ、本市においても、これらの報告内容を受けて対応していくことが必要です。

---

[6]CSIRT：Computer Security Incident Response Team の略称で、組織内のサイバー攻撃の対応を専門に扱う、インシデント対策チームのこと。

[7] 国の検討：名称、自治体戦略 2040 構想研究会（平成 29 年 10 月立上げ）で第１次報告（平成 30 年４月）、第２次報告（平成 30 年７月）が発表されている。

また、我が国を取り巻く経済・社会は、大きな変革期にあり、この十数年で科学技術は大きく進展してきました。これに加えて、近年IoTやAI等のICTの急激な進化により、グローバル環境において、情報、人、組織、物流、金融などのあらゆる「モノ」が瞬時に結びつき、相互に影響しあい新たな状態が生まれたことで、既存の産業構造や技術分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルや市場が誕生しており、人々の働き方やライフサイクルにも変化が起きています。

この様な中で、ICTを活用した必要なモノ・サービスを、あらゆる年齢、性別を対象にすることはもとより、地域・言語などにとらわれることなく、必要な時に、必要なだけ質の高いサービスを受けられ、活き活きと快適に暮らすことのできる社会である「超スマートシティ」の実現を目指していきます。

超スマートシティのイメージ図

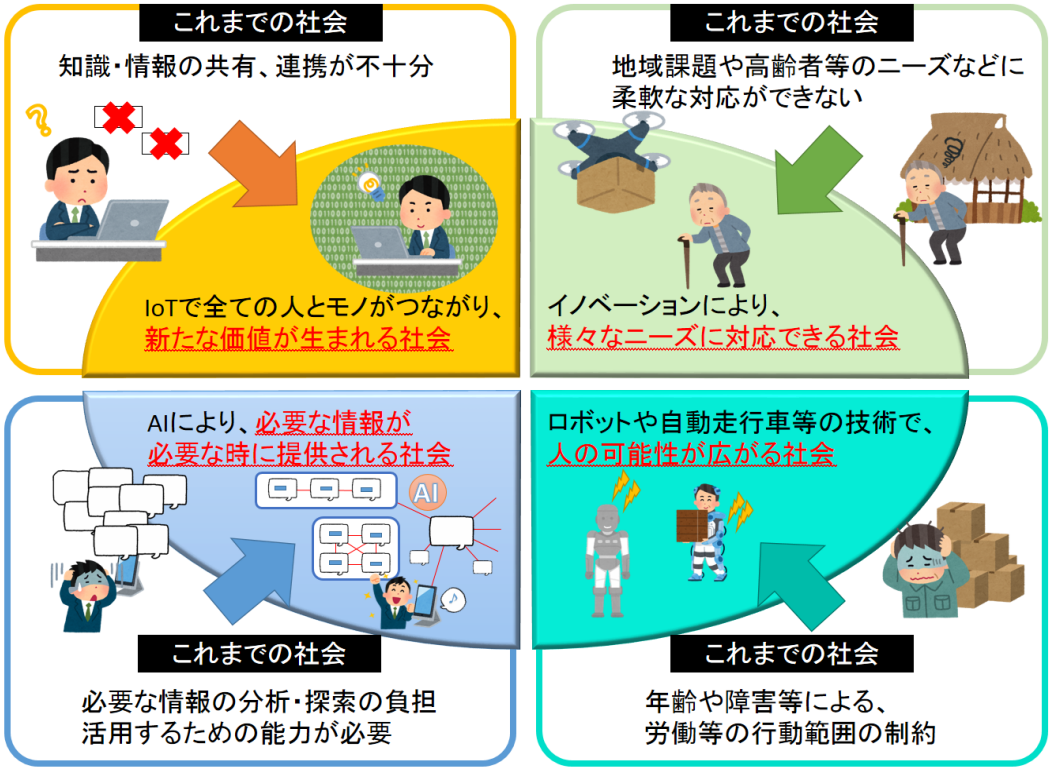

2040年代までの未来予想図

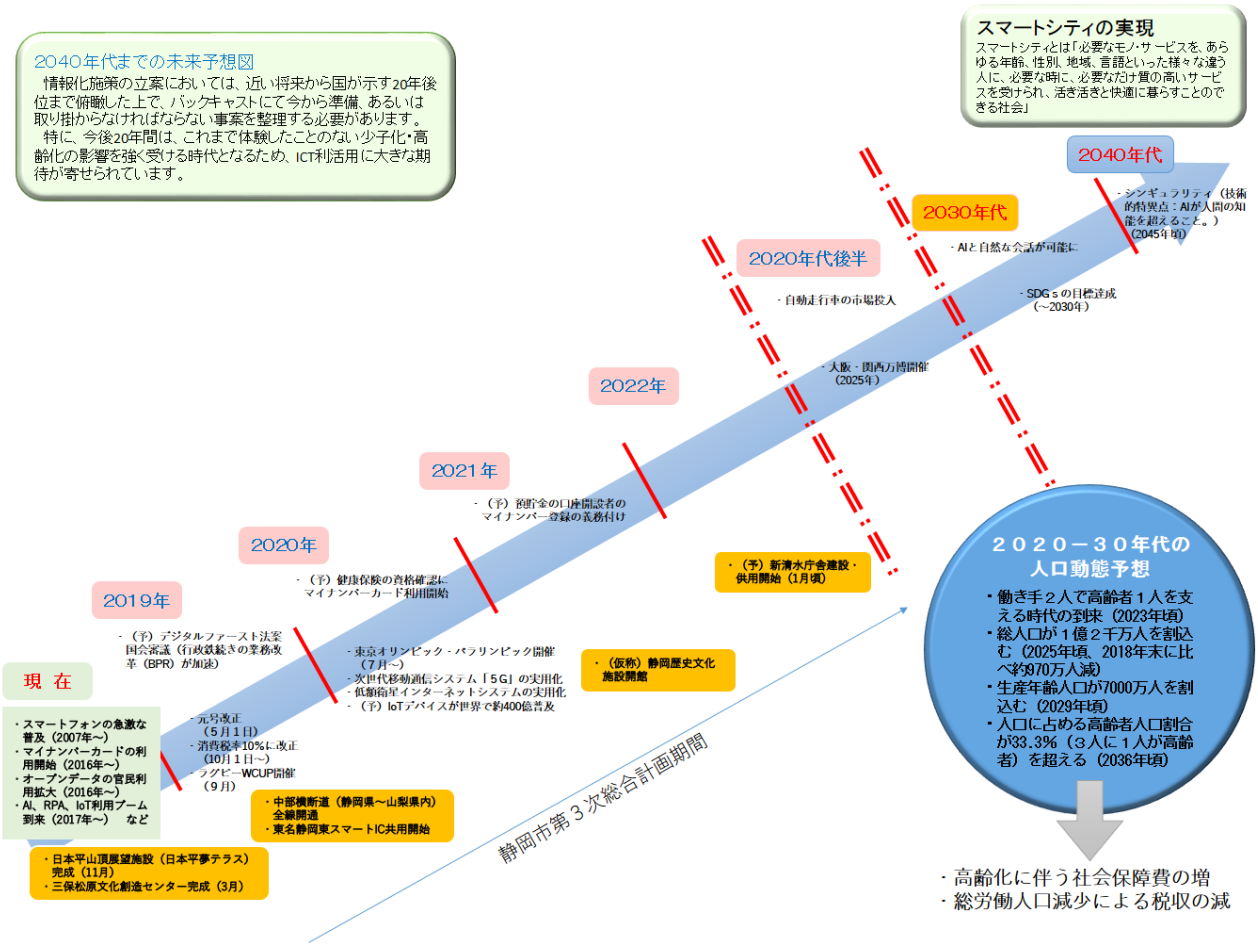

５　本計画の目標

１章４で述べた「ICTを活用して目指すべき社会」の実現には、これまで以上に行政のデジタル化に向けた取組みを進めなければなりません。

これまでの行政のデジタル化に向けた取組みでは、知識や情報の共有が十分でなく、各分野の横断的な連携が不十分であるという問題がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

今後はIoT等で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生みだすことで、これらの課題や困難を克服することが期待されています。また、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打開し、希望の持てる社会、世代を超えてお互いに尊重し合える社会、一人ひとりが活躍できる社会となります。

本市においても、人口減少及び少子化に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加による財政負担や本市職員の減少に対応した行政経営をしなければなりません。

そのためには、デジタル社会に向け、基本法による行政手続きのオンライン化の原則に従い、「紙」から「電子」へ移行するための業務プロセスの徹底的な見直しを図り、デジタルファーストへの実現に取り組み、かつデジタル化に伴い生じるデータを有効的に活用することで、持続可能な行政サービスの提供を目指します。

そこで本計画は、2040年頃の超スマートシティの実現までの過渡期として、社会情勢の急速な変化に対応するため、2019-2020までの２年間の「デジタルとデータを利活用したより効率的な行政経営」に向けた取組を行っていきます。

第２章　基本方針

１　最新ICTの効果的な活用

最新ICT技術（AI、RPA等）を最大限に活用することで、システムの最適化やテレワークの取組等といった働き方改革を推進し、持続可能な形での行政サービスの提供に向け、情報セキュリティを確保した行政サービスの質及び業務生産性の向上を図り、より効果的な労働力の供給を進めていきます。

また、行政手続きのデジタル化・オンライン化に向け、業務の見直しなど窓口集約化の推進及びマイナンバーカードを活用した施策の検討に取り組み、行政デジタルファーストを第一に、市民サービスの向上を目指すとともに、他自治体と連携して、新たなサービスを創出できるよう取り組んでいきます。

２　データの利活用・流通の促進

本市ではオープンデータを推進し、官民データの利活用に向けて、更にデータ等の標準化やAPIを含む提供方法について改善を行い、自らが保有するデータのみならず、民間等が保有するデータも活用していきます。本市の住民だけでなく、民間企業や大学を含む研究機関、更には他自治体と連携をすることで、新たなサービスや施策を確立するとともに、得られた業務データや統計等で客観的な証拠に基づく、政策や企画の立案を行える環境や人材育成にも取組んでいきます。

また、国が示す匿名加工等の処理を行い、パーソナルデータの適正な利活用及び条例の改正を含む環境の整備について検討を行っていきます。

３　情報技術等が扱える人材育成の推進

各所属の情報化推進を担当する「情報化推進員」、情報セキュリティポリシーを遵守するための「情報セキュリティ担当者」を選任し、研修等により人材育成を推進しています。

今後は、情報化に向けた取組み及び新たな情報セキュリティリスクに対応できるだけでなく、ICTリテラシーの底上げを図り、最新ICT技術及びデータを利活用できる人材育成に取組んでいきます。

第３章　基本施策

１　最新ICTの効果的な活用

（１）テレワーク・ロードマップに基づく施策

国は、平成29年３月に「働き方改革実行計画」を策定し、労働生産性を改善するための手段であり、柔軟な働き方の環境整備を具体化するものとして、テレワークを推進しています。

また、国の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」でも、テレワークが働き方改革を推進するための強力なツールの一つとしています。

本市においても、平成29年10月に実施した、職員の働き方改革に関するアンケート結果では、働き方改革が必要であると感じる職員の割合は９割を超え、働きやすい環境を強く求めていることが判明しました。

子育てや介護・看護の必要な職員の割合も５割を超え、今後、このような時間的制約のある職員の増加が見込まれます。

これらに対応するため、長時間労働を前提としない業務環境を重視し、時間や場所にとらわれないテレワークを推進することで、多様で柔軟な働き方の確保やワークライフバランスに寄与することが見込まれます。

テレワークを推進するため、平成30年度「静岡市職員テレワーク・ロードマップ」を策定し、効果検証を行いながら、テレビ会議の導入、サテライトオフィスの整備及びモバイルワークの導入を経て最終的に在宅勤務の実現を目指します。

これらの手法を実現するため、ICTを活用する必要があり、十分なセキュリティを確保して、順次テレワークに必要なICT環境の整備に取組みます。

＜KPI＞
テレワーク・ロードマップに則した働き方が実現できるICT環境整備

＜スケジュール＞
2019年度にモバイルワーク勤務の実証実験
2021年度までに在宅勤務（持ち帰り型）の試行・実施
2025年度までに在宅勤務（チーム型）導入

（２）情報システムの最適化の推進

情報システムの整備にあたっては、費用対効果やサービスレベルの向上、サーバーセキュリティの対応強化を図ることが重要となります。

これまでも、システムのライフサイクルを考慮して最も効果的なシステムや最新のICTを活用したシステムの導入を推進してきましたが、更なるシステムの最適化に向けて、業務の効率化や費用対効果の向上を図っていきます。

○システム・保有データの標準化の推進

整備するシステムやデータについて、国が進めている「共通語彙（ごい）基盤」、「文字情報基盤」の活用や保有データの相互運用を考慮したシステムを推進していきます。

○クラウドサービスの活用の推進

国は、費用対効果などの効率性の向上、セキュリティ水準の向上、技術革新対応力の向上、柔軟性の向上、可用性の向上から「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年６月７日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の策定により、クラウド・バイ・デフォルトの原則が具体化されました。

本市のシステム整備に関しても、上記指針を踏まえ、クラウドサービスの活用を推進していきます。

なお本市は、内部系情報システム[8]については大半の業務にクラウドサービスを導入し、運用しています。基幹系情報システム[9]のクラウドサービスについては、現在指定都市などの大規模自治体に対応したクラウドサービスがない中、仮想化技術などを活用して各システムの共通基盤を集約した「プライベートクラウド」の構築に順次取組んでいます。

○AIの利活用

AIアシスタントを搭載した機器を用いて買い物をするなど、ライフサイクルの一部としてAIが浸透し始めています。また他自治体では、こども園の入園希望者の割り振りを行う業務や、子育て等を含む手続きなどの質問に対し回答するAIチャットボットの導入が始まっています。

本市においても、平成31年４月からごみの出し方に関するAIチャットボットの導入を予定しており、市民サービスの向上に努めていきます。この他にも更なる市民サービスの向上や業務の効率化に向けて、AIを活用した業務の検討を行っていきます。

---

[8] 内部系情報システム：「人事給与システム」、「財務会計システム」、「文書管理システム」等の業務システムを指す。

[9] 基幹系情報システム：「住民情報関連システム」、「税務関連システム」、「国民健康保険関連システム」、「福祉関連システム」等の業務システムを指す。

AIの活用イメージ

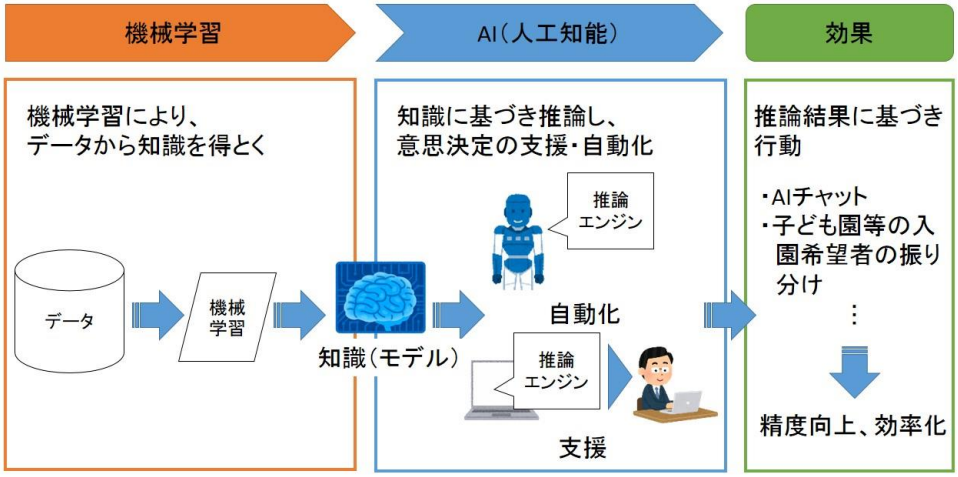

○RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の利活用

定型的な事務作業をソフトウェア型のロボットが代行し、業務の自動化が行えるRPAの導入が進んでいます。

民間では、様々な業務を効率化するためRPAを活用し、業務に係る処理時間を８割削減した例もあり、また自治体では業務改革の１つとして申請処理、給与に関する処理等の定型業務への実証実験が始まっています。

本市においてもRPAの実証実験等を行い、削減効果の得られる業務へ導入を推進し、効率化を図っていきます。

RPAの活用イメージ

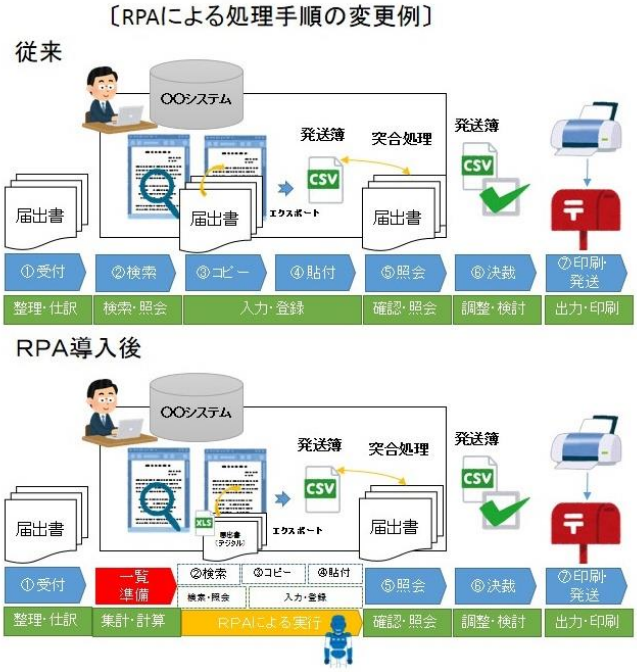

○IoT等の利活用

技術革新により、今までインターネットとは無縁だったありとあらゆるモノがインターネットに接続され、リアルタイムで情報交換を行う仕組みが生まれました。それにより、監視・管理対象の機器データを収集して情報を把握し、システムを最適に制御することができ、また、データの蓄積・分析からあらたな知見を得ることが可能になっています。

本市では、道路や鉄道が立体的に交差する道路で、前後に比べて道路の高さが局所的に低くなっている区間（地下道又はアンダーパス）等の雨水が集中しやすい場所に水位センサー及びカメラを設置し、冠水箇所の管理を行い、市民に危険箇所の情報発信をしています。

また、ドローンを建築物点検に活用するため検討を始めましたが、今後は災害時の情報収集、観光地等の撮影及び農業支援など幅広い分野での活用やその他様々な分野でのIoT活用について検討を進めていきます。

IoTイメージ

＜KPI＞

基幹系情報システムの運用経費の削減

最新技術を実装したシステムの整備数

＜スケジュール＞

2020年までに最新技術を実装したシステムを４件以上整備する

（３）デジタル手続の推進

本市はこれまで、電子申請サービスで職員採用試験申込やイベント、講座の申込等を行い、平成30年からは子育てワンストップに係る行政手続きをオンライン化してきました。

国は「デジタル・ガバメント実行計画（平成30年７月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）」を策定し、利用者側から一連のサービス全体が「すぐに使えて」、「簡単で」、「便利」な行政サービスの実現を目指すこととしています。

本市においても行政のあらゆるサービスが、利用者にとって最初から最後までデジタルで完結する社会を目指します。この際、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスの業務における一連の事務フローを一から点検した上で、「書面や対面の原則」「押印」等デジタル化の障壁となっている法令の改定に向けた国の取組みを注視しつつ、本市の制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革の検討を行っていきます。

＜KPI＞
国が定める21類型以外の行政手続のデジタル化の検討
国が定める21類型行政手続のオンライン化率

＜スケジュール＞
2020年までに国が定める21類型以外の行政手続のデジタル化を検討
2022年までに国が定める21類型行政手続のオンライン化率65％を達成

（４）マイナンバーカードの普及・活用

マイナンバーカードの交付率は全国で12.2％（平成30年12月１日時点（総務省調べ））で、国はマイナンバーカードの普及に向けて、住民が「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいます。（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017（平成29年６月９日閣議決定）、未来投資戦略2017（同））。

本市におけるマイナンバーカード交付率は11.4％（平成30年12月１日時点（総務省調べ））であり、マイナンバーカードの機能を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始するなど、マイナンバー制度の趣旨である市民の利便性の向上と行政事務の効率化を実現すべく、これまでも来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨を行ってきました。今後も更なるマイナンバーカードの普及率向上のため、企業等の団体との連携による一括申請の実施といった取組を推進し、住民のマイナンバーカード取得率向上を図っていきます。

また、マイナンバーカードの活用として、本人確認だけでなく、従来申請者等が自身で書類へ必要事項を記入し、その上で窓口に出向き申請や届出を行っていた各種手続きについて、マイナンバーカードに格納されている基本４情報（住所、氏名、生年月日、性別）を利用し申請書等が自動で作成されるなど、マイナンバーカードを効果的に活用できるサービスの情報収集を行い、導入を目指す等、更なる利便性の向上を図り、「持ちたい」と思えるカードになるよう引き続き取り組んでいきます。

併せて、国が推進するマイナンバーカードを利用した地域の活性化を図る自治体ポイントの活用や、図書館カード等の施設利用カードとしての活用を目指す「マイキープラットフォーム構想」への参加についても検討していきます。

＜KPI＞
マイナンバーカードの一括申請等の実施

＜スケジュール＞
毎年度、マイナンバーカードの一括申請等を１回以上実施

２　データの利活用・流通の促進

（１）オープンデータの推進、公開データ利活用促進

本市では、データの利活用を念頭に置いた本市保有データを公開することで、地域課題の解決を図り、更に、市民生活の向上、企業活動の活性化及び社会経済の発展に寄与することを目的として、平成26年度からオープンデータの推進に取り組んでいます。

平成26年５月には、本市のオープンデータ推進の基本的事項を定めた「静岡市オープンデータ基本方針」を策定し、これを踏まえて、本市における取組みの指針として、「シズオカ型オープンデータの推進に関する指針」を平成27年２月に策定しました。

また、本市指針に基づき、保有するデータのオープンデータ化を進め、平成27年10月にはオープンデータの専用サイト「静岡市オープンデータカタログサイト」を開設し、約439種類のデータを公開（平成30年12月末現在）しています。

今後は、公開データを精査し、活用しやすい環境整備を進め、本市が公開するオープンデータについて質・量の充実を図るとともに、市民や企業、大学・研究機関及び他自治体との連携を更に推進していきます。

また、求められるニーズに対応しつつ、利用しやすいデータ提供形式に加え、コンピュータでデータを取得し、利用者のサービスなどに組み込むといった活用方法についても検討していきます。

（２）データ形式等の標準化

埋もれた資源という意味で、データを石油に例えることがあります。石油は採掘したままでは資源として活用できず、精製等を行うことで灯油やガソリン等のエネルギー資源として活用できます。データも同様に、紙に記載されたままの情報やデジタル化された形式が不統一な情報だと、資源として活用できません。そのため、国が推奨する14のデータセットについてデータ形式の標準化に向けた取組みやデータの利活用・流通の促進に努めていきます。

国が推奨する14のデータセットは以下のとおりです。

①AED設置箇所一覧
②介護サービス事業者一覧
③医療機関一覧
④文化財一覧
⑤観光施設一覧
⑥イベント一覧
⑦公衆無線LANアクセスポイント一覧
⑧公衆トイレ一覧
⑨消防水利一覧
⑩指定緊急避難場所一覧
⑪地域・年齢別人口
⑫公共施設一覧
⑬子育て施設一覧
⑭オープンデータ一覧

（３）パーソナルデータの適正な利活用及び環境整備

本市が保有する個人情報の活用については、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正な利活用の検討をする必要があります。

国が保有する個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日　法律第58号）」の一部改正（平成28年５月）により行政機関非識別加工情報の仕組みとして活用が検討されているため、これらの状況を踏まえ、本市パーソナルデータの適正な利活用及び環境整備について検討します。

（４）民間等が保有するデータやビッグデータの利活用

官民データの利活用に向けて、自らが保有するデータのみならず、民間等が保有するデータ及びビッグデータを活用し、客観的な証拠に基づき、政策及び施策の立案を行う（EBPM[10]）環境の整備について検討を行っていきます。

（５）民産学官連携の促進

IoT、ビッグデータ、AI等は、地域住民・行政・企業のデータ利活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出等のメリットを実現し、地域の課題解決を図るための効率的・効果的なツールとして強く期待されるなか、本市は、平成27年に静岡県内の「静岡県IoT活用研究会」、平成29年に国の「地域IoT官民ネット」に地域におけるIoT実装を推進するために参加しています。

また、オープンデータの取組みを推進するため、「静岡県オープンデータ推進協会」、「一般財団法人オープンデータ＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構」、「一般財団法人社会基盤情報流通推進協議会」に参加しています。

官民連携の事業への取組みとしては、公衆無線LANを推進していくために、民間活力の導入により、協議会を設立して事業を推進しています。

今後、現在参加している研究会、協議会などの活動を継続すると共に新たな民産学官連携を促進して最新技術の実装・利活用の推進に繋げていきます。

＜KPI＞
データ形式の標準化について方針の策定
オープンデータの民産学連携による促進

＜スケジュール＞
2020年までにデータ形式の標準化について方針を策定
2020年までにオープンデータの民産学連携相手の選定

[10]EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making の略称）ことで、政策目的を明確化させ、その目的のための本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の気泡的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。限られた資源を有効に活用し、市民により信頼される行政を展開するものです。

３　情報技術等を扱える研修・ワークショップの充実

（１）ICTリテラシーの底上げ

本市はこれまで、各課に情報化推進員を置き、ICTリテラシーの向上に関わる研修を開催し、職員の人材育成に努めています。近年、ICT技術の発展は目覚ましいものがあり、ICTの利活用は必要不可欠なものとなってきています。そのため、今後もICTリテラシーの底上げに関する人材の育成について推進していきます。

＜KPI＞
ICTリテラシー向上に関わる研修の実施
最新技術に関する研修の実施

＜スケジュール＞
毎年度全職員を対象とした研修を１回以上実施

（２）情報利活用人材育成の推進

政策及び施策を立案する際には、本市が保有するデータのみならず、民間等が保有するデータ等を活用し、証拠に基づく必要があります。

国では、政府横断的なEBPM推進機能を担う「EBPM推進員会」が平成29年に設置され、経済、財政再計画の点検・評価、政策評価、行政事業レビューの取組みに通じたEBPMの実践が進めており、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年４月27日EBPM推進委員会決定）及び「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年４月27日EBPM推進委員会決定）に基づき、統計データ等の利活用促進に向けた人材の確保、育成を図っていきます。

本市においても、データ等の証拠に基づく企画、政策及び施策等を立案し、効果的、効率的な政策運営を目指すため、人材の育成について取り組んでいきます。

＜KPI＞
全職員を対象とした研修の開催

＜スケジュール＞
2019年に一部職員を対象とした研修の開催
2020年から研修者を拡大して実施

情報利活用人材イメージ

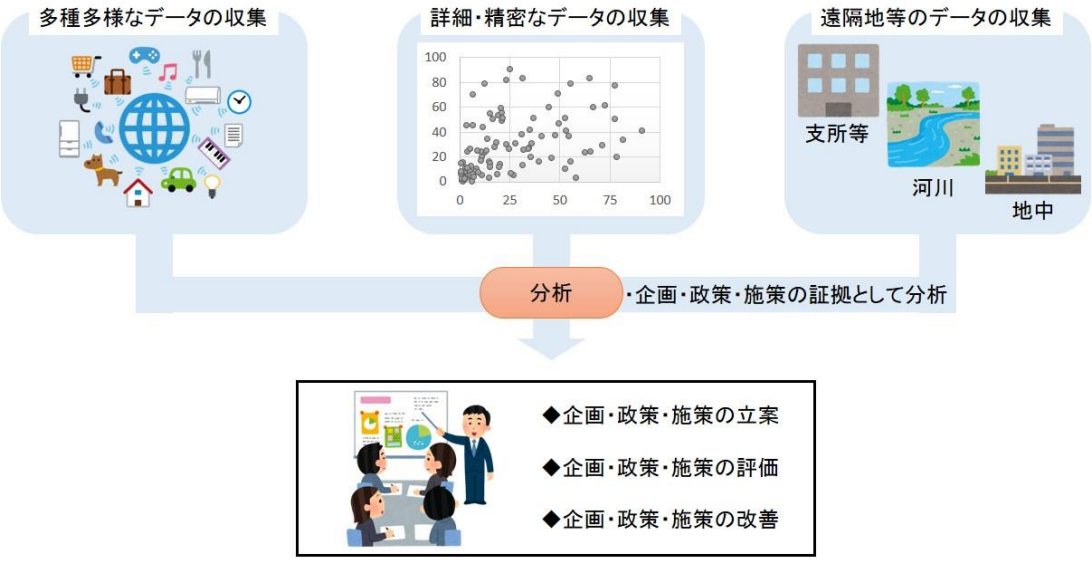

（３）新たな情報セキュリティへの対応

本市はこれまで、各課に情報セキュリティ担当者を置き、情報セキュリティ対策の向上に関わる研修を開催し、職員の人材育成に努めています。近年、新たなICT技術の発展は新たな情報リスクを生み出し、インシデントが増加しています。そのため、今後も情報セキュリティ対策の向上に関わる人材の育成について推進していきます。

＜KPI＞

全職員を対象とした情報セキュリティ対策の向上に関わる研修の実施

＜スケジュール＞

毎年度全職員を対象とした研修を１回以上実施

第４章　セキュリティ及び個人情報保護の適切な確保

本市の情報化推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年９月４日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「静岡市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「静岡市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの管理、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めていきます。

第５章　本計画について

１　本計画の推進体制

本市の情報化推進については、その意思決定の最高機関として「静岡市情報化推進本部」を設置し、副市長を本部長に、各局長級職員を本部員として構成した全庁的な推進体制を整え、情報化推進計画の策定や、計画にかかる重要事項の決定などを行っています。また、全ての所属で「情報化推進員」を選任し、推進本部での決定事項について実行しています。

また、情報セキュリティについては、包括的な視点で情報セキュリティの確保及び対策の向上を図るため、情報セキュリティ委員会を設置しています。この委員会は、副市長をCISO（情報セキュリティ最高責任者）に、総務局長を情報セキュリティ統括責任者、各局長級職員を情報セキュリティ責任者、総務局次長をCSIRT統括責任者として構成しています。さらに、各所属で取り扱う行政情報や情報システムという情報資産を保護し、情報セキュリティポリシーを順守するため、各所属に「情報セキュリティ担当者」を配置しています。

2　本計画の期間

2019年度から2020年度までの２か年で進めていきます。

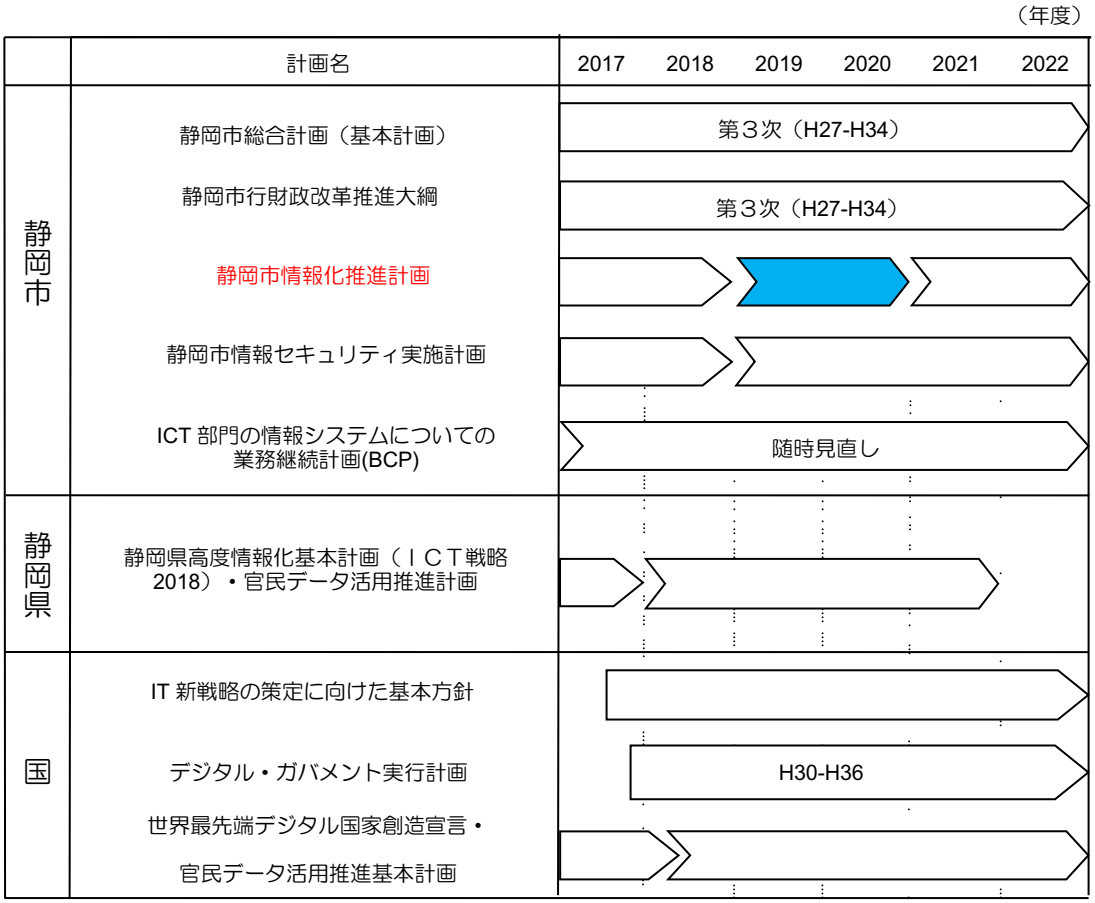

3　本計画の位置付け

平成27年３月に策定された第３次静岡市総合計画（以下、本市総合計画）では、「『世界に輝く静岡』の実現」を本市の「まちづくりの目標」として掲げています。

これは、静岡市に生まれ、育ち、暮らすこととなった人々が、誇りを持ち、静岡市を訪れる人々が憧れを抱くまちとなることです。

この目標を実現する政策体系のなかで、「全ての取組に共通する必要な視点」として、「ICTの高度利用」が位置づけられ、「市民や来訪者の利便性を向上させ、誰もがICTの恩恵を受けることができ、利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現」を目指しています。

また、平成27年３月に策定された第３次静岡市行財政改革推進大綱（以下、本市行財政改革推進大綱）においても、「改革の方向」として「ICTの高度利用による情報化の推進」を掲げ、これに基づく諸施策が示されています。

本計画は、本市総合計画、本市行財政改革推進大綱及び国の官民データ活用推進基本計画（平成30年６月15日策定）との整合性を図り、2040年頃の「超スマートシティ」の実現に向けた、2019年から2020年の具体的な施策を定めた計画として位置づけます。

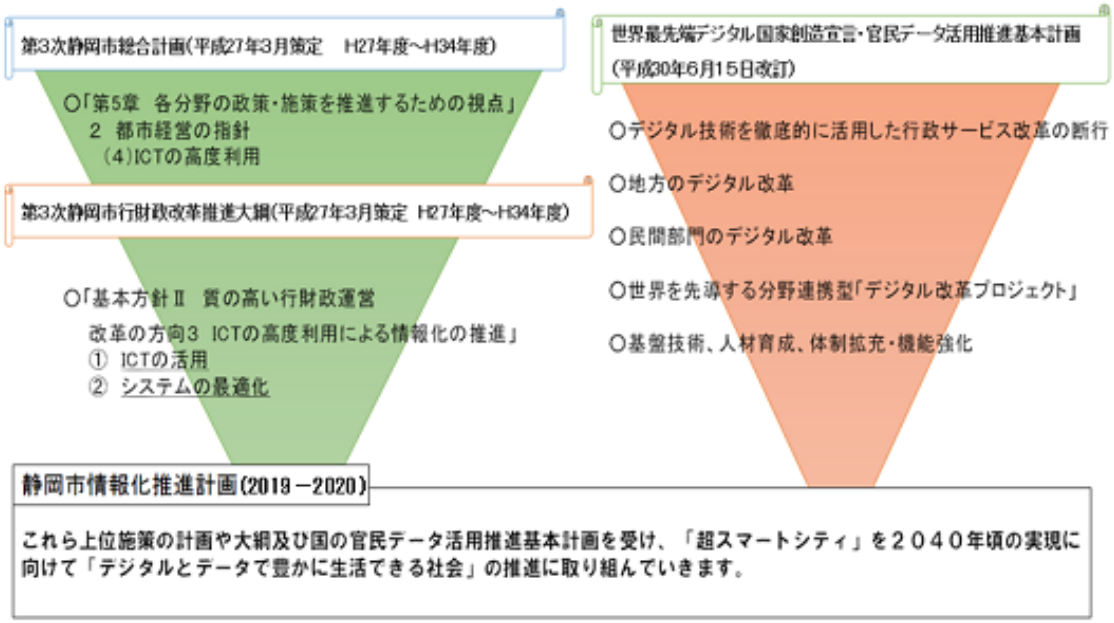

静岡市情報化推進計画

平成31年３月

静岡市総務局ICT推進課
〒420-8602　静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1341 FAX 054-254-3915
E-mail ict@city.shizuoka.lg.jp
http://www.city.shizuoka.lg.jp/